

貯水槽式給水から **直結式給水** への切替えをお勧めしています！

～フレッシュな水道水をいつでもお届け～

福岡市では、中高層階までの建物のうち、主に共同住宅や事務所ビルなどで貯水槽を利用されているお客さまを対象に、直結式給水への切替えをお勧めしています。*

(※病院、ホテル、飲食店、工場など断水が生じた場合に一定の業務用水を必要とする施設については) 貯水槽を設置していただく必要があります。

直結式給水のメリット

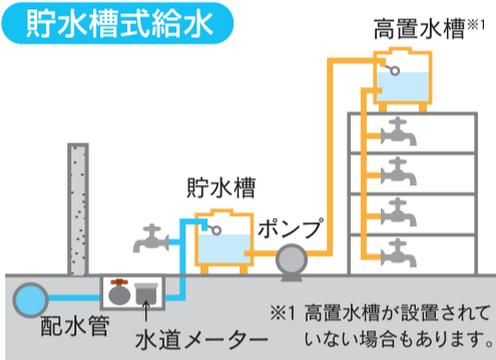
- ◎ フレッシュな水道水が直接じゃ口まで供給されます。
- ◎ 貯水槽の定期的な清掃や検査が不要です。
- ◎ 貯水槽が不要のため、貯水槽の設置スペースを有効活用できます。



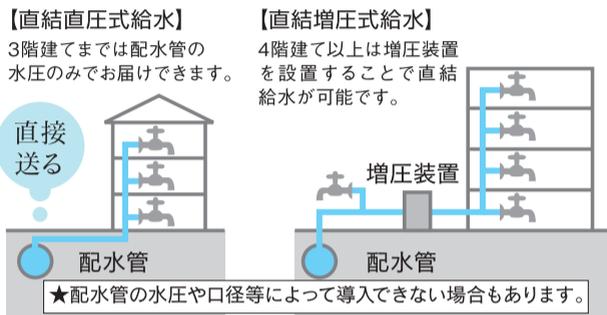
【増圧装置】

(高さ約1.2m 幅約0.9m 奥行約0.3m) 直結増圧式給水に使用する増圧装置は貯水槽に比べて、設置スペースを必要としません。

貯水槽式給水



直結式給水



直結式給水へ切替えを検討されているお客さまへ

貯水槽式給水から直結式給水への切替えを検討されているお客さまに「切替え工事の手続きの流れ」などについて相談いただける「直結給水相談窓口」を開設しています。お気軽にお問い合わせください。また、現地での説明や「出前講座」も行っておりますのでご活用ください。

『直結給水相談窓口』によくある質問

- Q 直結への切替えを考えているが、うちの建物も可能か？
A 住所、建物の高さ、戸数、用途などをお聞きしたり、現地で確認したりして判断します。
- Q どんな工事が必要なのか？
A 水道管の配管状況等を確認し、工事が必要な箇所やその内容などについてご説明します。
※なお、工事費用に関しては、工事店数社からお見積りを取り、比較検討いただくようお願いいたします。

直結給水相談窓口
(節水推進課内)
電話092-483-3141

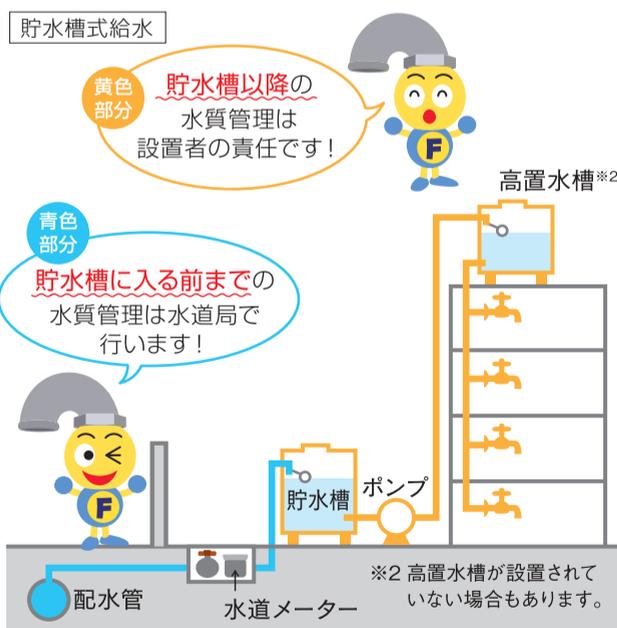


貯水槽の適正管理をお願いします！

～良質な水道水をお使いいただくために～

貯水槽式給水の建物では、貯水槽の管理が不十分な場合、水質の劣化などの衛生上の問題が発生することがあります。“良質な水道水”をお使いいただくためにも、貯水槽の設置者(建物の所有者、分譲マンションの管理組合など)の皆さまは、以下を参考に貯水槽の定期的な清掃や検査などの適正管理をお願いします。

(※貯水槽の有効容量が10m³を超える貯水槽(簡易専用水道)は、『水道法』で定期的な清掃や検査などの適正管理が義務付けられています。また、有効容量が10m³以下の貯水槽(小規模貯水槽)は、「福岡市水道給水条例」で適正な管理に努めるよう定められています。)



適正な管理方法

- ① 定期的な(貯水槽・高置水槽)の清掃【毎年1回以上】
・設置者自ラ行るか、貯水槽清掃業者に依頼してください。
- ② 検査機関による管理に関する検査の受検【毎年1回以上】
- ③ 日常の自主点検※3【月1回程度】
- ④ 水質検査【週1回程度】
・水の色、濁り、におい、味のチェック ・残留塩素の測定

※3 自主点検のポイント

- マンホール蓋 蓋は防水密閉で施錠していること
- 本体 亀裂・破損・漏水 箇所がないこと
- 周辺 清潔であり、ゴミ等が置かれていないこと
- 通気管 防虫網は破れていないこと
- 内部 壁面の汚れがないこと
- オーバーフロー管 防虫網は破れていないこと、排水管と直接連結されていないこと
- 水抜き管 排水管と直接連結されていないこと



水道局では、貯水槽の適正管理の啓発、改善指導を行うとともに、管理に関するアドバイスを行っております。

水道局の取組み(管理に関するアドバイスの実施)に対する貯水槽設置者からの声

- 定期的に清掃をしないといけないことがわかった。
- 管理を引き継いだあと、何をすべきかがわかった。
- 清掃や点検を誰に頼んだら良いかわかった。

お気軽にご相談ください!

